

静岡済生会看護専門学校学則運営細則（「単位認定・卒業評価基準」関係）

第1条～第12条（略）

（単位履修の取扱）

第13条 学則第21条第1項に定める、単位修得の認定を受けるための履修方法は、次の各号の定めるところによる。

- （1）別表に定めた年次進度に従い、履修しなければならない。
  - （2）履修する場合は、所定の手続きを取らなければならない。
- 2 3年目に開講する科目の履修は、未修得科目がある場合は履修ができない。

（科目試験及びその評価）

第14条 学則第22条に定める科目試験は、原則として当該科目の講義・演習終了後1週間後に行うものとする。

- 2 前項の試験の受験資格は、その科目の授業時間の3分の2以上の出席者に限る。ただし、第19条第1項に規定する特別欠席の日数は除くものとする。
- 3 欠講となった部分の取扱いは、担当講師の裁量に任せる。
- 4 科目試験は1科目45分を基本とし、筆記試験（論文、レポートを含む）とする。ただし、これにかえて口述試験及び実技試験等とすることができる。
- 5 学生は、試験開始後15分以上経過した場合は、試験場に入場することができない。
- 6 学生は、試験開始後所要時間の3分の2を経過しなければ試験場より退出することができない。
- 7 学生は、公平に試験を受けなければならない。不正の行為のあった者は懲戒に付し、その試験は効力を生じない。
- 8 不正行為とは、正当でない手段をもって、自己または他人の便宜をはかる行為で、次の各号に掲げるものを言う。
  - （1）試験などで指定された物品以外を使用すること
  - （2）試験などで監督者の指示に従わないこと
  - （3）他人の答案や提出レポートを見る又は筆写すること
  - （4）自己の答案や提出レポートを見せる又は筆写させること
  - （5）机や筆記用具、身体等に不正な書き込みをすること
  - （6）その他、校長が不正行為と認めたこと
- 9 科目試験の評定は、次の区分に従って行う。

成績（100点満点）	評定
80点以上	A
70点以上80点未満	B
60点以上70点未満	C
60点未満	D

10 科目試験の成績が60点未満の者は、再試験を受けることができる。ただし、講義の科目試験のみとする。

(追試験)

第15条 学則第23条に定める追試験を受けようとする者は、追試験願(様式第11号)及びその事由を証明するものを添付し、登校が可能になれば速やか(3日以内)に校長に提出しなければならない。

2 追試験の評価は、その追試験で得た成績の100分の80とする。

(再試験)

第16条 学則第24条第1項に定める再試験を受けようとする者は、当該科目試験結果の掲示後、3日以内に再試験願(様式第12号)に再試験料を添えて校長に提出しなければならない。

2 再試験は、1回のみとする。

3 再試験の評価は、100分の60以上とし、これに達しない場合、単位は認定されない。

(臨地実習の評価)

第17条 臨地実習の評価対象者は、当該実習の出席時間数の3分の2以上を出席した者に限るものとする。

2 臨地実習の評価は、評価表に基づき実習指導者と協議の上、担当教員が行う。

3 出席実習時間数が規定の3分の2に満たない者で、その欠席理由が第19条に定める特別欠席及び、出校停止を命じた医師の診断書が提出された場合は、必要時間数を臨地にて補習する(以下「追実習」という)ことができる。

4 前項の規定により実習の追実習を受けようとする者は、当該実習終了後登校してから3日以内に追実習願(様式第13号)を校長に提出しなければならない。

5 臨地実習の評定は、第14条第9項の科目試験の評定に準ずる。

6 追実習は、当該年次に設定できる期間内に限るものとする。

第18条 ～第19条 (略)

(卒業の認定)

第20条 学則第25条第1項に定める卒業の認定は、次の各号の定めるところによる。

(1) 別表に定める、修得を必要とするすべての単位が認められていること。

(2) 出席すべき日数は、所定の単位修得に必要な日数と、学校が必要と定めた日数とする。